

砂川市規則第9号
令和8年3月31日

砂川市障害者地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市障害者地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則

砂川市障害者地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「手話奉仕員養成研修事業」を「奉仕員養成研修事業」に改める。

第2条第8号を次のように改める。

（8） 奉仕員養成研修事業

第23条第1号中「排泄管理支援用具」の次に「（別表1の3の「品目」に掲げる付属品を含む。）」を加える。

第4章の2の章名を次のように改める。

第4章の2 奉仕員養成研修事業

第23条の2の見出しを「（奉仕員養成研修事業）」に改め、同条中「手話奉仕員養成研修事業」を「奉仕員養成研修事業」に、「習得した者」を「習得した手話奉仕員、点訳に必要な技術を習得した点訳奉仕員、朗読に必要な技術を習得した朗読奉仕員等」に改める。

第23条の3第1項を次のように改める。

市が実施する奉仕員養成研修事業は、手話奉仕員養成講座並びに点訳奉仕員養成講座及び朗読奉仕員養成講座とする。

別表1の2（第18条、第22条、第23条関係）を次のように改める。

別表1の2（第18条、第22条、第23条関係）の次に次の1表を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 の 2 (第18条、第22条、第23条関係)

日常生活用具種目表

種目	基準額 (円)	耐用年数	対象者
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	154,000	8 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 難病患者等で寝たきりの状態にある者
	特殊マット	19,600	5 下肢又は体幹機能障害 1 級以上 難病患者等で寝たきりの状態にある者
	特殊尿器	67,000	5 下肢又は体幹機能障害 1 級以上 難病患者等で自力で排尿できない者
	入浴担架	82,400	5 下肢又は体幹機能障害 2 級以上
	体位変換器	15,000	5 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 難病患者等で寝たきりの状態にある者
	移動用リフト	159,000	4 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者
	訓練椅子 (児童)	33,100	5 下肢又は体幹機能障害 2 級以上
	訓練用ベッド	159,200	8 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児童 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者
自立生活 支援用具	入浴補助用具	90,000	8 下肢又は体幹機能障害 難病患者等で入浴に介助を要する者
	便器	4,450	8 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 難病患者等で常時介護を要する者
	T 字状・棒状のつえ	3,000	3 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害
	移動・移乗支援用具	60,000	8 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 難病患者等で下肢が不自由な者
	頭部保護帽	12,160	3 平衡機能及び移動機能並びに下肢及び体幹機能障害 てんかんの発作により頻繁に転倒する知的障害者 (児) ・精神障害者
	特殊便器	151,200	8 上肢障害 2 級以上 難病患者等で上肢機能に障害のある者
	火災警報器 (1 世帯 2 台を限度とする。)	15,500	8 障害等級 2 級以上 障害種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な者
	自動消火器	28,700	8 障害等級 2 級以上 障害種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な者 火災発生の感知・避難が困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	電磁調理器	41,000	6 視覚障害 2 級以上
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10 視覚障害 2 級以上

	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	10	聴覚障害 2 級以上
住宅療養等支援用具	透析液加湿器	51,500	5	腎臓機能障害 3 級以上
	非常用電源装置 (給付については、いずれか 1 つに限る。)	正弦波インバーター発電機 120,000 ポータブル電源(蓄電池等) 120,000 DC/ACインバーター(カーインバーター) 120,000	5	在宅にて生活する生命・身体機能の維持に必要な医療機器(人工呼吸器、酸素濃縮器等)のうち電源を必要とする者かつ呼吸器機能障害 3 級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は身体障害者(児)、難病患者等で人工呼吸器や電気式たん吸引器等の使用が必要な者
	ネブライザー	36,000	5	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者(児)で必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者
	電動式たん吸引器	56,400	5	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者(児)で必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者
	吸引・吸入両用器	69,000	5	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者(児)で必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者
	酸素ポンプ運搬車	17,000	10	在宅酸素療法者
	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000	5	視覚障害 2 級以上
	視覚障害者用体重計	18,000	5	視覚障害 2 級以上
	視覚障害者用血圧計	15,000	5	視覚障害 2 級以上
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	5	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	5	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声、発語に著しい障害を有する者
	パーソナルコンピューター	118,500	6	上肢機能障害 2 級以上又は言語、上肢複合障害 2 級以上
	点字ディスプレイ	383,500	6	視覚及び聴覚重度重複障害
	点字タイプライター	63,100	5	視覚障害 2 級以上
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	89,800	6	視覚障害 2 級以上

	地デジ対応ラジオ		29,000	6	視覚障害 2 級以上
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置		115,000	6	視覚障害 2 級以上
	視覚障害者用拡大読書器		198,000	8	視覚障害者であって、本装置で読むことが可能となる者
	視覚障害者用時計	解読式 音声式	10,300 13,300	10	視覚障害 2 級以上
	聴覚障害者用通信装置		71,000	5	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者
	聴覚障害者用情報受信装置		88,900	6	聴覚障害者
	人工内耳体外装置		200,000	5	人工内耳装着 5 年以上経過の聴覚障害者（児）で、医療保険等による給付を受けることができない者
	人工内耳用電池等（空気亜鉛電池と充電電池（充電器を含む。）の併給は不可とする。）	充電電池 ※ 1 回に 2 個まで 充電器 空気亜鉛電池	20,300/個 13,500/個 3,000/月	2	人工内耳を装着している聴覚障害者（児）
	人工喉頭		70,100	5	喉頭摘出者
	ファックス（貸与）		7,700	—	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上で、電話での意思疎通困難
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）		1,030,000	—	視覚障害者
	点字図書	市長が認めた額		—	聴覚障害者
排泄管理 支援用具	ストーマ装具（別表 1 の 3 に定める付属品を含む。）	蓄便袋 蓄尿袋	11,000/月 14,000/月	—	ストーマ造設者
	紙おむつ等		12,000/月	—	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、先天性疾患による高度の排尿機能障害者でストーマ用具等が使用できない者
	収尿器		8,500	1	高度の排尿機能障害者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		200,000	—	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者

別表1の3（第23条関係）

排泄管理支援用具（ストーマ装具）に係る付属品

品目	備考
皮膚保護剤（ペースト・パテ・パウダー・ウエハー）	左記付属品と同等の形状及び機能等を備えているものは給付対象とする。
固定具（ベルト、医療用テープ）	
入浴補助用具（ミニパウチ・ミニパッド・ストマキャップ）	
コンベックスインサート（密着剤）	
剥離剤（リムーバー）	
皮膚被膜剤（スキンバリア）	
レッグバッグ（下肢装着用蓄尿袋）	
ナイトドレナージバッグ（夜間用蓄尿袋）	
パウチカバー	
ストーマ用はさみ・カッター	
消臭剤	
潤滑剤	
凝固剤	
洗浄用品	
ガーゼ	